

「志津見・尾原ダム事業費等監理委員会」規約**（趣 旨）**

第1条 本規約は、「志津見・尾原ダム事業費等監理委員会」（以下、「委員会」という）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

（設 置）

第2条 委員会は、中国地方整備局斐伊川・神戸川総合開発工事事務所長が設置する。

（目 的）

第3条 委員会は、斐伊川・神戸川総合開発工事事務所における志津見ダム建設事業並びに尾原ダム建設事業について、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況などの確認を行い、適正な事業執行を実施するため、意見聴取を行うことを目的とする。

（組 織）

第4条 委員会は、別表に掲げる委員により構成するものとし、斐伊川・神戸川総合開発工事事務所長が委嘱する。

2 委員会の設置期間及び委員の任期は、志津見・尾原ダム建設事業が完了するまでとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も同様とする。

（委 員 長）

第5条 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議事項）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 コスト縮減の具体的内容
- 二 工事工程の進捗状況
- 三 その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の開催)

第7条 委員会の開催は、年度当初の年1回を基本とするが、委員長が必要と判断した場合は随時開催することができるものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の委任を受けた者について、委員長が適当と認める場合は、代理出席とみなすことができる。

3 委員会の議事進行は、委員長が務める。

4 委員会は、会議の公開及びその他に公開する情報及び情報公開方法については、委員会にて協議する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局斐伊川・神戸川総合開発工事事務所調査・品質確保課に置く。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、委員長の確認を得て事務局が招集する。

(守秘義務)

第10条 委員は、第6条各号に規定する業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(雑 則)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成20年7月7日から施行する。

別 表

「志津見・尾原ダム事業費等監理委員会」委員名簿

(敬称略 順不同)

氏 名	所 属
野中 資博	島根大学生物資源科学部教授 (中国地方建設技術開発推進会議(委員))
藤原 真砂	島根県立大学総合政策学部教授 (島根県公共事業再評価委員会(会長))
檜谷 治	鳥取大学工学部教授 (中国地方ダム等管理フォローアップ委員会(委員))
宮川 治	島根県 土木部 河川課長
高橋 俊治	島根県 企業局 施設課長

「志津見・尾原ダム事業費等監理委員会」設立趣旨

志津見ダムは一級河川斐伊川水系神戸川上流、島根県飯石郡飯南町に建設される重力式コンクリートダムで、洪水調節、河川環境の保全、工業用水の供給及び発電を目的とした多目的ダムである。また、尾原ダムは一級河川斐伊川水系斐伊川上流、島根県雲南市木次町に建設される重力式コンクリートダムで、洪水調節、河川環境の保全、水道用水の供給を目的とした多目的ダムである。

志津見・尾原ダム建設事業は、調査計画の段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階へ至るまで多種の工程と多額の事業費が必要とするプロジェクトであり、完成まで一定の期間を要することからその間の事業進捗や社会情勢により事業内容の変更及びそれに伴う総事業費の変更が余儀なくされている。

しかしながら、地域住民（利水者含む）からは早期の完成による事業効果の発現と志津見・尾原ダムの建設事業費の縮減が望まれており、このような社会的要請に鑑み、志津見・尾原ダム建設事業の執行にあたっては、工期短縮とコスト縮減に努めているところである。

については、工事工程等の進捗状況やコスト縮減対策の実施状況に関して、監理の充実を図るため、学識経験者等からご意見を聴く場として、「志津見・尾原ダム事業費等監理委員会」を設置するものである。